

ジュニアバドミントンクラブ 可児BC 規約

基本理念

現在、私たちの住む可茂地区は、バドミントン競技において、ジュニアのための練習環境が十分ではありません。私たちは、可茂地区でジュニア選手の受け皿となり、地域の競技力向上を目指して活動していきます。

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、可児BC（以下、「本クラブ」）と称する。

(目的)

第2条 本クラブの活動は、バドミントン競技を通して、子どもたちの心身の健全な育成と地域の競技レベル向上を図るとともに可茂地区を代表とする選手及び指導者の育成を目的とする。

(活動内容)

第3条 本クラブは前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. バドミンントンの練習
2. 各種大会・講習会の企画・参加
3. 他団体との交流活動
4. その他、本クラブの目的達成に必要な活動

(組織)

第4条 本クラブは、代表のほか、第3条の目的に賛同した指導者・会員・保護者で組織される。

第2章 指導者

(指導者資格)

第5条 本クラブの指導者は、次の要件を備えていなければならない。

1. スポーツ指導及び子どもの健全な育成に対する熱意を有する者
2. 本クラブの主催及び指定する研修会等に参加し、適切な指導方法を追究する者

(指導者の義務)

第6条 指導者は、会員の健康状態に十分留意し、危険と判断した場合は、練習や試合等への参加を中止するよう、会員へ命じる義務を負う。

第7条 指導者は、本クラブの理念や指導方針に基づき、練習計画を立て、会員へ指導を行う。

(指導者資格の喪失)

第8条 指導者資格は、除名によって喪失する。

(除名)

第9条 代表は、第5条の要件を満たさない者及び第6条・第7条に定める義務を怠った者について除名することができる。

第3章 会員

(入会資格)

第10条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

1. 12歳（小学生）以下の者
2. 上記以外の場合、代表及び指導者が承認した者
3. 本規約に反したり、他の会員の不利益になったりするような行動をしない者
4. 本クラブの活動において、真剣に取り組む意思のある者
5. 第12条に定める入会手続きを完了している者

(会員資格の喪失)

第11条 会員資格は、退会・除名によって喪失する。

(入会)

第12条 入会は、事前に見学または体験の後、入会申込書を入会金とともに代表へ提出し、受理した時点で認める。また、入会后、申込み時の記述事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(退会)

第13条 退会する場合は、退会届を代表へ提出し、受理した時点で認める。

(除名)

第14条 代表は、第10条の要件を満たさない会員について除名することができる。

(休会)

第15条 怪我や病気など、長期療養が必要な場合は、休会届を代表に提出し、受理した時点で認める。また、休会中の月会費については徴収せず、復帰した月から徴収することとする。

(会費)

第16条 会費とは入会金(2000円)・月会費(小学生2000円、中学生3000円)とする。なお一度徴収した会費については、いかなる理由があっても返却しない。

第4章 保護者

(保護者の役割)

第17条 本クラブでの保護者の役割を次のように定める。

1. 選手の送迎
2. 練習場所の予約
3. 練習のサポート
4. 選手が出場する各種大会における審判等の業務
5. クラブ運営に関わるその他の業務

第5章 会計

(資金及び会計)

第18条 本クラブの資金は、会費・寄付金・その他の収入とする。

第19条 資金より、次の諸経費を拠出する。

1. シャトル代
2. 体育館使用料
3. 備品費
4. 通信費(切手代・振込手数料等)
5. ホームページ管理費
6. 指導者のスポーツ安全保険掛金
7. 団体及び監督・コーチの連盟登録費
8. その他クラブ運営に必要な経費

第20条 次の諸経費については、各個人で負担する。

1. 各種大会等への参加費及び参加に伴う諸経費
2. 各個人の連盟登録料
3. 会員のスポーツ安全保険掛金
4. その他各個人のクラブ活動に必要な経費

第6章 その他

(保険の加入)

第21条 指導者及び会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

(事故の責任)

第22条 万が一、発生した事故や怪我は、保険でのみ対応し、本クラブは一切の責任を負わない。

(自然災害発生時の対応)

第23条 自然災害により活動を中止する場合、前日までに各家庭へ連絡をする。連絡がない場合、活動は行すが、参加の可否は各家庭において判断することとする。

(ホームページ掲載に関して)

第24条 本クラブのホームページには、一般向けページと会員限定ページを設け、会員限定ページには、活動の写真等を掲載し、一般向けページには掲載を許可しない者の写真等は掲載しない。

本規約は、平成27年11月1日をもって施行する。

本規約は、平成28年4月1日をもって施行する。

※ 変更のある場合は別途連絡する。